

千葉市公告第283号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月27日

千葉市長 熊谷俊人

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託名

令和元年度千葉市公営企業会計決算審査支援業務委託

(2) 履行場所

千葉市中央区千葉港1番1号 他

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和2年8月31日まで

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申出書の提出期間最終日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第3項に基づく監査法人であること。

(4) 平成27年4月以降に、次のいずれかの業務について履行実績を有する者であること。

ア 公営企業会計決算審査業務を元請として実施したことがあること。

イ 「包括外部監査人」又は「包括外部監査人の補助者」として、公営企業会計を対象とする監査業務に従事した公認会計士が在籍すること。

ウ 「地方公営企業会計基準の見直し」又は「見直し後の地方公営企業会計」において、アドバイザー業務を実施したことがあること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市監査委員事務局行政監査課総務班

電話 043-245-5495

4 入札参加申出書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申し出をしなければならない。

(1) 申出書等の配布 千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日の翌日から令和2年5月11日(月)までに前記3の契約事務担当課に「入札参加申出書」を持参により提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)。

5 入札説明書の交付

前記4(1)と同様、千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和2年5月18日(月)午前10時00分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所 千葉市監査委員事務局講評室(千葉市役所本庁舎5階)

(3) 入札方法 総価で行う。

(4) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。落札候補者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

ただし、入札金額が低入札調査基準価格に満たない金額の場合は、落札者とならないことがある。この場合、落札候補者の決定を保留し、調査基準価格に満たない入札者は、事後の事情聴取等低入札価格調査に協力しなければならない。事情聴取に協力しない場合又は調査関係書類を期限までに提出しない場合は、その者の入札を無効とする。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条、入札約款第6条及び入札の心得3の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。